

明治期農業統計の問題意識

児 島 俊 弘

はじめに

- 一、部門統計史研究の目的と方法について――
 - ― 租税統計としての数量報告
 - ― 封建的貢租の統計的な把握――
- 二、租税統計と産業統計の分化
 - ― 本質的蓄積期における主食料と労働力の統計の問題――
- 三、総合的・構造的な視點の導入
 - ― 土地所有統計の展開と、農業生産力を社会的生産力としてみる
- 四、農会調査の『結果表』の問題視角
 - ― 農事調査の集計設計の視角が平面的であることについて――

はじめに

――部門統計史研究の目的と方法について――

農業統計史は、他の『部門統計史』と同じように二つの目的をもっていると思う。第一は「統計調査を現在または将来に実施する機関」にとつて、言いかえれば統計調査の主体にとつて意味のある目的であり、第二は、統計利用にとつて意味のある目的である。

過去の統計調査の歴史が、現在、将来の統計調査の企画・設計・調査実施にとつて必要なものであることは説明の要がないであろう。統計調査はその体系内にふくむ独自の論理をもっているが、それは過去の統計調査のうちに展開してきた内的な論理の継承であり帰結である。従つてこの「内的な論理」の歴史的展開をあとづける「統計史」

は、現在の統計調査の体系——それは定義・分類方法・調査方法・集計方法などによつて組み立てられる——がつている論理的な構造を、歴史的な発展の中に位置づけるのである。従つて、統計主体によつて統計史は自分自身の系統發生の歴史であり、それを理解することなくして新しい企画設計をすることはできない。

第二の統計利用にとつての意味は多少の説明が必要であらう。古い統計資料を利用する場合に、その資料に十分な検討を加えないで使うことは事実認識の上で誤を犯す危険が多いこと、古い統計資料を使つた人は誰でも知つていよう。しかし、「充分な検討」という場合の「検討」とは何かというと甚だ明確でない。利用者は各人各様の「検討」をしているのが現状である。いま、私は「検討」というあいまいな言葉よりも、「歴史的統計資料の批判的処置Ⅴ」という言葉を使つて次の内容を吟味したいと思う。つまり、統計史によつて明らかにされるいろいろな問題点を土台にして、歴史的統計資料の正確さ、利用限界、内容の読み方などを吟味することがそれである。現在、「検討」の内容があいまいで、各人各様であるというのは、実はこの「歴史的統計資料の批判的処置Ⅴ」の方法論が確立していないためである。そして、批判的処置の未確立は、その土台となる統計調査史の研究が充分に行われていないからである。

では、統計史研究によつて明らかにされる「いろいろな問題点」とは何であらうか、私はそれを次の三点に要約できると思う。

(一) それぞれの統計がどのような「問題意識」をもつて企画設計されたか。その問題意識はどのような社会的諸条件のもとに生れたか。

(二) その統計はどのような「実施機関」によつて行われたか。その機関は、どのような政治的、社会的な性格・

役割をもつていたか。それは統計調査にどんな影響をあたえたか。

③ 最後に、その統計調査における定義・分類方法・調査方法・集計方法はどのような体系のもとに包括され、どんな論理構造をもつていたか、それは統計調査自体の発展の中でどういう位置を占めているか。

部門統計調査史の研究はこの三点を解明する目的をもつていと思う。

従つて統計調査史は、歴史的事実を認識するための一方法——事実の数量的把握と、その統計表による表現——が物語る意味を、「問題意識」「実施機関」「論理体系」の面から明らかにするものであり、同時に、それが現在の統計調査につながるものとして、発展の過程における位置を規定するという目的をもっている。その意味で、統計調査史研究の視点は他のあらゆる歴史研究がそうであるように「現在」におかれ、現在の視点から考察されなければならぬのである。

これまで、部門統計調査史の研究はないわけではない。それは人口統計の部門で最も進んでいて、農業統計史の部門でも最近次第に行われるようになってきた。しかし、ここで特に強調したいことは、統計調査史の研究は過去の統計が作り出された過程を具体的に、全体として考察するものでなければならないということである。〃全体として〃という意味は、ただ、定義、調査法、規則、実施機関のように感性によつて知覚される諸現象をとらえるだけでなく、それらの資料の中から研究者の推理にもとづく判断によつて認識される「内部の論理構造」とか「問題意識」のようなものも捉えられなければならないということである。

私が今回とりあげたのは、日本農業統計が近代的な統計体系に確立してゆく初期の過程を、主に「問題意識」の面から考察したものである。

一、租税統計としての数量報告

——封建的貢租の統計的な把握——

農林大臣官房統計課の編集した『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』をひろげると最初に出てくるのが、明治二年四月の「会計官達」である。その達は次のように書かれている。

●第三百九十八 明治二年四月二十七日（会計官） 預所アル 府 諸 藩

出納ノ目的相立候ニ付管轄所平均租税其外諸入費共別紙雛形ノ通取調美濃紙堅帳ニ仕立早々御差出可有之候事

（別 紙 雛 形）

一、管轄高何程 此取 米・永 但子ヨリ辰迄五ヶ年平均

一、諸運上算加小物成 此米・永 但前同断

一、右ノ外都テ上納相成候品不洩様 但前同断

合 米・永

（以下略）

この「会計官達」をもつて近代的統計調査の始まりというとすれば、統計の概念を不当に拡大するものと批判されねばならないであろう、マイヤーによると「最も拙い意味での『統計』概念の中には、目的を意識せる特殊な且つ悉皆的な集団観察と見られるもの、およびこの観察活動の特殊な結果と見られるもの、この一切のものが含まれる⁽¹⁾」のであるが、「会計官達」は「最も広い意味での『統計』の概念」に入ると考えてよいであろうか。それは明らかに「目的を意識せる」調査であつた。しかし、それは「特殊な且つ悉皆的な集団観察と見られるもの」である

かどうか疑わしい。なぜならば当時悉皆的な集団観察を行う機構は確立していなかったからである。

この「会計官達」において「意識されている目的」とは何であろうか。それはいうまでもなく新政府の財政活動の基礎となる租税収入を把握することであつた。すなわち「出納ノ目的相立候ニ付」府県・諸藩に「管轄所平均租税其外諸入費」の報告を求めたのである。調査の表現形式が封建的貢納の形そのままであること（管轄高何程 此取石永 諸運上貢加小物成 此取米・永）は、明治政府の財政が、初期にとりあえず封建的貢納をそのままの形でうけつづけねばならなかったことの表現であつた。「会計官達」は封建的貢租の主要な内容をなす石高と、その他の雑税によつて構成される上納部分をまず把握することを目的としたのである。従つてそれは現物と代金納（米と永）によつて現わされた。そこでは租税の高そのものが報告の内容であつて、納税の担当者である「人」は調査の対象とならず、諸産業の生産物はほとんど統計調査とは言えないような漠然としたとらえ方で表現されているにすぎない（「一、物産ノ事 但村々ニテ一箇年分目当高ヲ管轄中惣括ニシテ申立候事」）。たしかに、これは明治政府が生産物に關して行つた數量調査報告の最初のものではあるが、そこでは農産物の品目区分はもとより、農工生産物の区別さえ分化して定式化する準備が行われていなかったのである。

だが、とも角この会計官達は明治政府の手で次第に形をととのえてゆく統計調査の最初の萌芽であつて、それは近代国民国家成立という契機を媒介とする近代的統計調査の一系列の端初に位置するのである。

それは、A・ワグナーのいうように、ヨーロッパにおいて十九世紀に入り官庁統計が規則的に行われるようになるに至つたのと同じ「統計調査の重要性を高める力のあつた特殊な契機（契機）の存在」を示すものである。ワグナーは「特殊な契機」として、「啓蒙的専制主義、中央集権をますます拡大せんとする衝動、官僚政治の独裁欲は、その

実現には、どうしても、国家状態に関する極めて多種多様な觀察素材の存在を前提⁽¹⁾するものと考えた。

農産物を品目別に数量としてとらえる方法より以前に、農産物の価格（相場）の調査が行われている。それは翌明治三年二月であつた。その品目は五つで、領主制のもとですでに一般的に商品化し、貢納に使われた農産物、米・大小豆・荳・菜種について相場を調べている。

「諸国、米ノ外大小豆、荳、菜種取立候場所ハ別紙相場書付ノ振合ニ取調早々差出可申事」⁽³⁾（明治三年二月、民部省第百五十四）。

明治政府がこの時期に早くも現物貢納・雑税に使われる農産物の価格に特別の関心を示したのは、原政司の指摘するように、「米出納制下の国庫処理上の必要からおこなわれたことはいうまでもないが、他面には石代納制の採用に伴なう米等換算基準把握のための調査だという性格をもつ」、のであるが、同時に地租金納への展望をもつものと考えてよいであらう。

この「相場」の報告で興味のあることは、最初、「農産物一単位当りの価格」という表現ではなく、「貨幣單位当りの農産物量」という表現をとつていたことである。すなわち、それは「金一兩ニ付米何程」であつた。それが逆に「一石に付金何程」となつたのは同年八月の調査からである（相場は「慶応元年十月申平均相場」であつた）。このことは、当時の商品交換発展の一性格を示すように思える。すなわち、前者は価値形態の不十分な展開を表わすのであつて、そこでは金は未だ一般的な等価形態としての貨幣形態——金での価値表現としての価格形態——を表示するよりも、むしろ金が未だ相対的価値形態にある諸商品の系列中の一つであり、米が等価形態にある商品とし

て機能したような時代の観念的な残像であるように思える。それは「一石ニ付金何程」という形で、金が一般的な等価形態におかれることによつて、發展した商品交換における正常な貨幣表現を得るのである。もちろん、数カ月間に価値の表現形態が変化する程、現実の商品交換に急激な変化があつたというのではない。前者を観念的な残像と言つたのは、現実の展開に観念的表象が遅れたという意味である。

註(1) G・v・マイヤー『統計学の本質と方法』、大橋隆憲訳、七八頁。

(2) A・ワグナー『統計学』、大内兵衛訳(統計学古典選集第六卷) 一四二頁。

(3) 明治三年八月の大蔵省達を見ると、この外に麦が品目の中に入つていたものもある。そこには、「米麦相場ノ儀云々」について、この民部省達百五十四の變更を求めているからである。

(4) 原政司『農業統計の成立と発展』、『日本農業発達史』第九巻、六六四―五頁。

二、租税統計と産業統計の分化

—— 本源的蓄積期における主食料と労働力の統計の問題 ——

農産物の品目別数量を把握する報告が始つたのは、明治三年九月の民部省達第六百二十三であつて、物産表と名づけられた調査である。これも原のいうように、「外観は統計的様相をとつてはいるが、何分にも報告までの期間がわずか三〇日間というかぎられたものであるから、既存資料の報告以上のものではありえない」のであつた。⁽¹⁾しかし、とに角独立した産業統計として、租税そのものの把握とは異つた系統の統計調査が始まるのである。「物産」の統計に対して、労働力の把握である人口統計は明治五年の戸籍法からである。これは吉田秀夫の指摘するように「台帳を基礎として届出によつて行ふものであり、出生、死亡、寄留等の重大事実は必ずしも事実の儘反映せられ

す、或ひは重複があり或ひは脱漏があり、従つてある意味に於いては不正確極まるものであつた。⁽²⁾（カナヅかい原文のまま）けれども欧米でも人口センサスはスムーズに実施されたわけではないし「窓税からの推算や耕地面積からの逆算や、又最も正確なるものとしては精々の所教会に於ける洗礼及び埋葬の記録の集計位しか行われ得なかつたのである。」欧米の人口センサスも「資本主義的商品生産の成長を俟つて初めて行われた」のであつて、明治政府が早くから戸籍調査の方法によつて人口を統計的につかもうとしたことは、たしかに吉田の評価するように「著しい進歩振りである」ということができよう。けれども、当時の統計学者、政府統計機関の実務家達は、この戸籍法による人口統計に甚だ不満であつた。

ここで、明治初期において物産統計と人口統計の問題をめぐつて行われた一つの統計論議を中心に問題点を考察してみたい。この論議は、もと、国の統計は何を第一義に把握すべきかということであつた。具体的には、当時「政表」とよばれた国の統計書が、いかなる統計調査に重点をおいて編集されねばならぬかということであつた。

明治初期には、よく知られているように、統計書は「政表」とよばれた。辛未政表、壬申政表、日本政表などがそれである。大体において「政表」という言葉は、諸統計を集めてでき上つた統計書を指すのであるが、ある論者は同時に八統計調査を行つて統計表を作ること⁽³⁾を指して使つてゐるようである。明治六年三月に杉享二は政府に対し政表を作ること建言しているが、すでに辛未政表が明治五年に刊行になつてゐるから、彼が建言した「政表」とは既存の「政表」と異つたものを目ざしていると考えねばならない。事実、彼は人口調査に言を及ぼして次のように主張している。現行の戸籍調査は、調査を担当する戸長役場を苦しめるばかりであるから（「民間にて却て戸籍怯之為め困苦仕候」）もつと簡単な人口調査を行う必要がある。そのため関東地方のどこかの県で試験的な人口

調査をやつてみたいと。この言葉で「差向關東地方に於て別に一箇国大、実地政表、御取調相成度……」（傍点引用者）、といつている中の「大実地政表」とはまさに「人口調査」そのもののことである。これは多分「政表」という言葉の中に、統計表と統計調査という二つの概念が未分化で存在していたためであらう（杉の建言はのちに明治十二年『甲斐国現在人別調』となつて結実したが、本格的な国勢調査はついに大正九年まで実施が引きのばされた）。そして、杉が、普通は統計表・統計書を意味した「政表」を、統計調査の過程をもふくめた意味に使つてゐるのは、実は彼が政表には本格的な人口調査の結果をのせることが第一義と考えたからであらう。

彼は、もと医学者であつて合理主義的な考え方を強くもつていた。杉は、政治は統計による国民経済の実態把握にもとづいて行われねばならないと考えていた。建言書には「大概欧州諸国にて政務を施行するには総て政表上に於て斟酌候儀にて政表を以国家経済論之第一要事と致し候」と書いてゐる。杉にとつて統計の根本は人口調査でなければならなかつたのである。

人口調査は、この時期にいろいろな直接の目的をもつていたであらう。兵役人員をつかむこと、納税人員をつかむこと、は直接の目的であつたらう。しかしまた、人口調査は本来労働力の静態・動態を国民経済の規模で把握するものとして、産業資本によつて要求されるのである。杉亨二に代表される本格的な人口調査の要求は、このような労働力の把握として人口を考える方向に位置づけることが出来る。当時、すでに人口を「労働人口」という観点から問題にしている論者がいることから推察しても、明治初期の人口調査の要求が、労働人口把握という問題意識をその底流に持つていたと考えてもさしつかえないかと思う。

たとえば、乗竹孝太郎は東京経済雑誌（明治十二年）に明治一年から十一年までの労働人口の増加を推定した論文⁽⁴⁾を出している。彼は明治九年の戸籍調査によつて生産的労働人口の割合を計算した。その方法は、「皇上皇族、華族、士族、神官、僧侶、尼」の合計を「不生産的ノ人員」とし、平民を「生産的ノ勞者」として、総人口に対する後者の割合を求め、それを増加人口に掛けることによつて「能ク貨物ヲ製シ得ル者」すなわち労働人口の増加分を推定したのである。もちろん、この方法は乗竹自身が認めているように「粗雑ナル目標ニ抛ルノ止ムヲ得サル」ものではあつたが、問題提起の仕方には注目しなければならない。明治初期の人口増加に関する推定は、もつと厳密な修正が明治十五年P・マイエットによつて行われているが、乗竹の問題意識の鋭さはマイエットの統計的な厳密さを超えたものがある。

杉もまた、乗竹のように端的にはないが、生産年令人口の形で労働力という問題意識をもつて人口調査を考え⁽⁶⁾た。杉は当時行われていた戸籍調査、——戸籍法にもとづく届出主義の、戸籍簿調査による人口の静態と動態の調査——に対して非常に批判的であつた。実際に、当時の戸籍による人口調査は華族、士族、平民などの族称区分や統柄にばかり詳しく、人口を産業人口としてとらえることがなかつた。たとえば明治五年五月の人口調査は戸籍の編成を直接の目的としていたので、当時、明治政府によつて再編成された封建的身分関係の序列をそのまま分類の標識にとり入れていた。華族、士族、卒、平民、社務人、僧、尼、穢多、非人という分類がそれで、内容は戸数と男女人口にすぎなかつた。この族称区分による人口数は今日からみると興味があるし、前にのべた乗竹の「生産的労働人口」の推定に使われるという妙味もないわけではないが、当時鋭敏の合理主義者杉享二にとつては全く無用のものと思ふたであらう。彼は、前掲の『政表建言書』で次のように言っている。

「先年民政部に於て設立之戸籍法至て煩細に渉候様相見へ畢竟父祖親族之続を取調候事専務と相成……」

杉には、その後自身の企画設計で行つた『甲斐国現在人別調』にみられるように、人口を産業人口として把握するのでなければ人口統計は無意味と考えられたにちがいない。だからこそ彼は前に述べたように戸籍調査を批判したのち、戸籍調査は「政表に於て必用たる事件乏敷様存候」と新しい人口調査を提案したのである。

「就ては人口戸数産業等精々簡便に取調方相立其詳細を得候様無之ては広く其他之事物に及し兼差支候……」杉が『甲斐国現在人別調』で人口を把握する方法の基本に立てたのは、職業分類別、本業兼業別、年令階級別の人口であつて、そこに彼が人口を産業労働人口として把握しようとした意図が明確に示されている。彼は職業、本業の分類をしただけでなく「一人前ニ足ラザル職業者」や「有業者無業者等ノ年令毎五年別」「不具者等」を調べて、労働力の統計的把握という方向を明確に示した。

統計学者や政府機関の実務家は右のような考をもち、本格的な人口センサスを実施するように要求したが、当時の政府担当者の考はまた別であつた。政府担当者にとつて、人口センサスのようなものは学問的には役立つかもしれないが、政府の直接の必要にはむしろ縁遠いものと考えていたようである。

明治十一年に開かれた「スタテスチック会」で、杉亨一と渡辺洪基とが行つた討論はその事情を鮮かに示している。この会で、杉は国の行う統計調査の基本には人口の静態・動態調査（「人員の現在調・運動調」）を置くことを主張した。

「政表の調も文明国では斯様に進歩して行くが日本でも人員の現在調も運動調も早く方法に適して精確に造りた

い。詰り之れが政表の土台であり亦国政の土台である。」

これに対して、法制局一等法制官渡辺洪基は、

「只今講演されたやうなことは余程學問的に属するので人口調査は御説の通一般の土台であります、目下の処日本は各種の經濟動作に係る數量の結果が解らないので吾々立法上で何か議論が起ても之を証明することが出来ないで困る。人口調査や運動調査（人口動態調査のこと——引用者）は固より大切であるけれども、物の聚散等の結果が、入用だ」（傍点引用者）。

当時の政府にとつては、まず物産——生産物の數量——を把握することが必要であつた。明治初期の統計調査が「物産表」「農産表」という形で生産物統計に限られたのは、このような問題の考え方が基底にあつたのである。

第一節でのべたように、明治政府による生産物の統計的把握は、まず租税部分を直接に現物納形態と代金納形態でつかむことから始まつた。けれども、生産物統計が次第に産業統計的な方向に確立してくるにつれて、租税統計の体系と産業統計の体系とは分化してくる。土地に關していえば、租税統計的な土地調査は土地台帳を基礎にした民有租地統計と民有地の法定地価統計となつて大蔵省の管轄に入るが、産業統計としての田・畑・山林・原野は農事統計または農商務統計・農会調査などによつて農商務省の管轄になる。もちろん、地租改正時にみられるように、収量調査、生産費調査などが地価算定の規準として租税統計の役割をもになるのであるが、この小論では生産物統計を、租税統計から分化した面に重点をおいて考察したい。（租税統計の体系として考察したものには、⁽⁸⁾ 暉峻衆三「地租改正における地価算定をめぐる問題」、加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」がある。）

生産物統計が、租税統計の系統とは別のものであるということを宣言して、産業統計は一応租税統計から独立する

外観をとるのは、原も指摘しているように明治五年三月である。(大蔵省達第三十七号「但右ハ国内出產ノ總數取調候儀ニテ収税ニ拘リ候儀ニハ無之候」(傍点引用者)。

私は、明治前期中期の農業生産物統計確立の過程で特に主穀統計調査が他の農産物に対してその意義が強調され、統計技術的にも、より精密なものに分化発展してゆくところにこの時期の農業統計の問題意識をみたいと思う。

そのような問題意識の端緒は明治九年の「政表取調方法會議」で出ている「食物を調ぶる事」の論点の中にみることが出来る。この中でこれまでの物産表的な生産物調査が批判されて、もつと主食料に重点を置かねばならぬことが強調されている。それは「経済に関する条件」の統計調査のうち「食物は其最も切要なる者」と指摘されていることをいうのである。ここで「食物」とは米麦などの主穀をさしている。物産表的な生産物調査は「勸業寮調・物産表の如き細大の物品を記載すと雖も其調の方法異なる所あるを以て政表の用に適せざる者なきに非ず」とされ、主食料農産物に限って收穫豊凶を調査する必要が強調される。特に、凶作による食料価格の騰貴を原因として起る「種々の悪弊」が指摘され、現行の生産物調査にその農凶を明らかにする調査が欠けていることは「実に一大欠典」であるとしている。この會議で提案された「食物調」の対象となるものは「米、糯、大麦、小麦、裸麦、粟、黍、稗、大豆、蕎麦、蜀黍、玉蜀黍、薩摩芋、馬鈴薯」であつて、当時かなり商品化していたものも、ほとんど自給的農産物の性格をもつていたものもふくまれているが、どれもこの時代の広い意味の主食料であつた。

この提案は、直接には明治十三年七月各府県へ照会した「人民常食雇人賃銀調査」となつて結実している。間接には、この提案で主食料調査が強調されている問題意識こそ、その後の農業生産物統計で主穀作物の位置を定めるものであつて、統計上で主穀作物調査の役割が特に重要なものとして分化してゆく事情の底に流れているのは、こ

の問題意識であると思う。

では、そのような問題意識は客観的にどういう性格のものと規定したらよいであろうか。この時期に、主要食料農産物はとりあえず「国民の食料」として考えられる。急激に増加してゆく人口を扶養する食料である。近代国家成立の一条件として、軍事的な意味をもふくめて国民食料自給の問題として意識される。だが、資本制社会では主食料は本来労働力の素材的な再生産条件であつて、そのために使用価値としての農産物——物産——に対して資本の関心が向けられるのである。また価値の面では主食料の価値は相対的剰余価値生産を規定する条件である。そこに米麦の価格統計が要求される基礎がある。米の豊凶に関する統計は、この二つの面を同時に表現するのであつて、作物統計に重要な関心が向けられるのはそのためである。もちろん「物産」は同時に原料農産物として、不変資本の素材的条件でもある。繭、タバコ、綿、茶などの工業原料作物が比較的早くから分化した形で統計にあらわれるのは、一方においてこれら商業的農作物が商品生産的農業として発達している状態を反映するのであるが、他方にて原料の統計的把握として産業資本にとつて意味をもつのである。しかし、この時期に最も重要な意義があるのは、やはり労働力再生産の素材的条件としての食料農産物である。そして、農産物のうち「主食料」が特別にとりあげられ、従来の農産表的な統計がその無性格な雑多さを批判されていることは、農業統計が新しい問題意識に裏づけられて展開をはじめたということであると思う。さきにあげた明治十三年七月の「人民常食雇人賃銀調査」が「各地人民ノ常食物（例へば米麦粟其他山間僻囂ニ於テ常食トナル種類）」として主食料を調査すると同時に、「雇人職工（例へば耕夫、織夫、製糸製茶人ノ類）賃銀」として労働賃金を調査していることは、労働力再生産の素材的要因である主食料と労働力の価格である賃金との関連について、なにかの問題的な意識をもつて企画されたと推定しても

誤りはないであろう。もつとも、一個の成人労働力を再生産するための食料の最低限については、すでに封建時代から一定の常識、一般的な観念があつたと考えてよいであろう。明治五年の太政官日誌によると当時「華士族平民身代限規則」⁽¹²⁾が公布され、その中に「平民身代限抵償として差押ふ可らざる品類」として、男子一日米五合、麦一升、雑穀一升五合・婦女幼少は一人一日米四合、麦八合、雑穀一升二合づつは「家族の人口を量り一ヶ月間用うる飯米を残し置く可き事」と定めている。しかし、封建時代の一般的な常識では役に立たなくなり、あらためて「人民の常食」を賃金と関連させて調査しなければならなくなつたことに注目しなければならないのである。

明治中期から後期にかけて米を中心とする主穀の統計調査は、統計技術的にも一段と整備されてゆくのであるが（その点については前掲・原「農業統計の成立とその発展」に詳しい）、その出発点には右にのべたような問題意識があつた。この時期に展開する生産物統計の調査技術には検見・坪刈など封建時代に行われた徴税上の調査技術がとり入れられ継承してゆくが、調査そのもののもつ社会的な意義は封建時代と異つているといつてよい。

主穀が可変資本の素材要素として意識され、調査にとりあげられたということは、また、人口が産業人口として、労働力として把握される必然性があることを示すものである。事実、そのような問題意識は前述のように学者や統計実務家の間に常識となつていた。だが、人口調査を統柄、身分中心の届出制による戸籍調査に代えて、人口センサス方式で行おうとする杉亨二らの提案は、わずかに山梨一國の試行調査が許されただけで、明治年間にはついに実施されなかつた。明治末にようやくいくつかの都市で、市勢調査が行われただけであつた。明治中期から末期にかけて国勢調査実施要望の声は、国会に、ジャーナリズムに、論壇学界に満ちたが、ほとんど実行真近までこぎつけないがら大正九年まで実施されなかつたのである。

可変資本の素材的要因である主食料統計が物量、価格とも早くからとりあげられながら、可変資本に直接対応する労働力は近代的な統計調査として実施されなかつたのはなぜであろうか。いま充分な資料の裏づけがないので断定はされたいが、推測として次のようなことをあげることができる。それは、当時まだ自由な労働者の一般的な存在が欠けていたこと、募集人のような前近代的労働者募集機構が広汎に存在し、近代的な労働市場が不十分にしか成立していなかつたこと、そのため労働力の存在形態に関する具体的認識を資本が切実には要求していなかつたと、などである。

註(1) 原政司前掲書、六六八頁。

(2) 吉田秀夫『日本人口論の史的研究』七九頁。

(3) 杉享二『政表建言書』(国文の部) 明治六年三月、『統計学雑誌』明治四五年一月号「日本統計史料」。

(4) 乗竹孝太郎「明治前期労働人口の推計」『東京経済雑誌』明治十二年七月。

(5) 吉田・前掲書 九四～九九頁。

(6) 杉享二『杉先生講演集』一七〇～一頁。

(7) 岡松徑「甲斐国現在人別調記憶談」『統計学雑誌』明治四二年一〇月。

(8) とともに、宇野弘藏編『地租改正の研究』下巻収載。

(9) 原・前掲書 六六九頁。

(10) 嚙古辻人「日本統計史料第十六・明治九年七月正院第五科政表掛・政表取調方法会議議事録」『統計学雑誌』明治四四年八月。

(11) 「人民常食雇人賃銀調査ノ義各府県へ御照会按・六等属竹尾忠男明治十三年七月十六日」『農務頼末』第六卷。

(12) 『太政官日誌』第四十八号 明治五年。

三、総合的・構造的な観点の導入

——土地所有統計の展開と、農業生産力を社会的生産力としてみる明治初期合理主義の観点——

物産表・農産表は、生産物量だけの観点から農業生産力の統計的な把握を行つてゐるが、生産物統計だけでは生産力の立体的な把握はできないことが明らかになつてくる。そこで、農業の生産力を単に「生産物」の観点からだけでなく、「社会的生産力」として総合的・立体的につかもうという問題が意識されてくるのである。それは農業生産力を規定する社会的諸条件を問題の視野にとり入れることであつた。

明治政府の農業に対する関心は、主に農業生産の増大という面に向けられていた。それは、最初、老農の農法を個別に集めることから始まつた。当時の農事報告に数多くみられるように、どこか誰がどういふ農法をやつてゐるという個々の老農の経験が熱心に集められた。だが、老農の経験の多くは余りに局地的・個別的であつて、他の地方にそのまま適用することができないものが多かつた。この経験主義的な老農主義の限界を批判して、農学理論の研究がそれにとまらねばならないことを指摘したのは松方正義である。

彼は明治十二年九月、内務省勸農局長のとき「農書編纂の議」という建白書を出したが、その中で次のように言つてゐる。

「農業の進歩は単に実験の力に由るにあらず、必や學術相待ちて然る後始めて其大成を期すべきなり。」

ここで松方のいう「実験の力」とは老農の経験のことである。松方の「農書編纂の議」は太政官に容れられ、明治十六年四月には農商務省に「農書編纂掛」がもうけられた。そこで農史、農政、農理、農業、統計、農暦の各部

門の資料を集めはじめたが、実際に完成したのは農史だけで、あとは未完成のまま『興業意見』となつてあらわれた。興業意見には農業の経済的な諸条件に関する調査方法を「表式」の形で示したものが入っている。

松方の意見書の中には、農業統計に関するものがふくまれているが、彼はそこで農業生産物の数量把握だけでなく、農家族労働力、雇用労働者、土地所有の關係からみた農家など、具体的な項目でいえば、耕地山林の外に、農家、農業従事人口、自小作農家、雇用労働者、労賃などをあげている。その勸業要旨第三「農業の景況を觀察する事」によると「十一 農戸、十二 耕作に従事する人口、十三 有地農夫の数、十四 小作人の数、十五 力作人及傭給」があげられている。

ここにみられることは、松方が日本農業の主體的な条件である小生産者——農家——というものに目を向け、そこにおける労働力や土地所有の關係を統計的につかむことを考えていたという事実である。これらの松方の問題意識は、実際の統計調査の上では前田正名によつて継承され、前田の手で『明治二十一年農事調査』の中に一応の實を結んだ。

もつとも、小生産的農民を土地所有の形態によつて分類して統計的につかもうとする試みはこれより前に、杉亨二が「甲斐國現在人別調」で行つている。杉は自作・小作を「直作・下作」と表現してその戸数をかぞえた。杉の農家分類の体系は産業分類的な区分（農作と養蚕など）と、職業分類的な区分とを一系統にならべたという弱点はもつていたが、自小作農家の統計的把握としては最も古いものである。明治十年代の後半から二十年代の前半にかけて、急に増加しはじめた小作地と、分解しはじめた自作農の実態とが政府の関心をひきはじめた。この問題は當時の経済ジャーナリズムも注目し、『東京経済雑誌』は明治十六年に各地の土地価格騰貴の实状調査を連載し、資

料にとぼしい当時、民間の土地価格調査として貴重なデータを残している。

明治十五年八月に農務局長名で英、独、仏、米駐日各公使館あて各国の現行小作事情に關する印刷物を照会しているのもこのような関心のあらわれである。けれども、当時の駐日外国公使館は、自国の土地問題についてほとんど知識をもつていなかったもようで、日本政府は大体においてすげない返事を受けとつたにすぎなかった。

明治十六年の農商務通信規則による「自作・小作人数」の調査は、日本で最初に農民の土地所有形態を全国的規模で（實際は全府県にわたることはできなかったが）調査した最初のものであるが、それは直接当時の土地事情を背景にもつていたことはいうまでもない。明治十六年のこの調査では農家の土地所有区分は、「自作主、自小作主、小作主」という三分類で行われている。（なお、この調査では単位が「農家」ではなく、「農作人」であることに使用上注意する必要がある。この点については、農業生産性向上会議『日本農業基礎統計』の「府県別累年基本統計」につけた「解説」を参照のこと。）内務省が明治二十三年に府県に發した「内務報告例」では「自作・小作」の二区分であつて、これは農家の実戸数をとることになつてゐるが、この時期以後明治四十一年の農会調査に統一されるまで、府県によつてあるものは三区分をとり、あるものは二区分をとつていて利用に非常な不便を与へてゐる。一貫して二区分をとつてゐる一例は福岡県であつて、このため福岡については、明治二十一年の農事調査以外、明治十、二十年代の自小作農家の動きを他県と比較できないのである。その外に、地方庁で行つたものの中にも二、三土地所有による分類を行つたものがある。青森県は明治十八年に「有田畑、有田無畑、有畑無田、無田畑」という区分による農家数調査を行つてゐる。ここで「有」といふのは所有の意味か経営の意味か明らかでないが、多分所有の意味であらう。どつちにしてもこの区分による農家数は利用上あまり有用とは思えないが、統計調査の問題意識のあり方のデータとして

は貴重である。また岩手県では、土地所有規模別の地主数（自作農をふくむ）と「土地ヲ所有セザル農戸即小作人」との戸数を調査している。これは明治十九年から三十六年まで続いている。ここで小作人に「耕地を所有しない農家」という定義があたえられていることに注意。

このように、中央・地方で土地所有の問題が関心の的となつていくときに、松方は小作慣行調査を各府県で行うように達を出した。「明治十八年小作慣行調査」がそれである。この結果は完全な形では残つていないが、この調査が小作条例制定のための準備であることは、『東京經濟雜誌』が次のように指摘している通りである。⁽¹⁾

「小作条例制定の準備

農商務省にて先頃より小作条例の起草に着手せられしが右に付小作年期の長短小作米金の割合天災豊凶に依り小作米金を増減すること及び小作怠納者の処分等總て小作に關する慣行を調査し来る七月三十一日までに農商務省へ届け出づべき旨其向へ達せられしが是迄は小作人と地主との間適宜に依りて納米納金の多寡を契約せしも同条例を發布せらるるに付いては小作人と地主との制限法を設け例えば甲田一反歩にして五石の收穫あれば其内地租及び地方税を差引殘米を以て相當の割合を立て双方に分割し其制限を越ゆる能わざらしむる様定めらるべしと又小作人は凡て他人の田畑を耕作して糊口を為す者なれば天災凶作等に遭いたる損害の負担等は七分三分に定め可成丈貧窮者の休養を計るものの由にて本年中には施行する都合なりと云う。」

このように土地所有形態別農家の統計は、直接には土地關係の調整をはかる小作条例の資料を得るといふ目的をもつていたが、自小作統計はやがてその直接の目的をはなれて、農業生産力を規定する社会的諸条件という観点から統計に組み入れられてゆくことは後述する。

農家の自小作戸数は「明治二十一年農事調査」によつてはじめて全国的規模で行われる。この農事調査は自小作農家ばかりでなく、それまでに行われた農業統計のほとんど全部の項目を集大成したぼう大なものであつた。この調査を直接指導した当時の農務局長前田正名は、明治二十二年六月に元老院議員に転任のため農務局員に対して行つた告別の演説²で、農事調査の目的を詳細にのべているが、その内容は彼がどういふ問題意識をもつてこの調査を企画したかを明確に示している。

前田は、第一に、農事調査の目的は調査自体にあるのではなく「他ノ目的ヲ達ス可キ方法」であることを指適している。前には、松方は老農中心の経験主義を超えて「学理ノ道」によるべきことを示したが、前田の農事調査はこの方向をうけついで、数人の経験的な意見にもとづいて国の政策を定めることを止め、実態を客観的に把握し、それにもとづいて政策を立てようという意図をもつていた。だから彼が「調査の目的」としたのは「農工商ノ三業ノ發達」に関する政策の基礎資料を得ることであつた。「三業ノ發達」こそ「一国ノ富強ヲ増加スル」道であつた。前田は、この実態の把握にあたつて、あくまで個人の主観をさけ、客観的に調べることを強調した。

「農工商業ノ如キハ之ヲ其物ニ問フ可クシテ決シテ之ヲ人ニ問フ可キモノニアラス」。

つまり、調査は事物そのものに直接當つて調べるのが正しく、役場や村の「おもだち」の集りで天井をにらんで出てくる調査結果にたよつてはならないといひしめたのである。「調査ハ漫リニ人ノ意見ヲ以テセス先ツ事物彼レ自ラニ其必要ヲ問フテ……」みななければならないのであつた。「三業ノ發達」には法律を制し、設備をもうけることが必要であるが、「各地方ノ実況即全国ノ真相ヲ詳ニセサレハ何ヲ目標トシテ是等ノ施設ヲナスヘキカ蓋一人若クハ数人ノ意見ニ由ルノ外ナカル可シ抑々マタ危カラスヤ」。

このように、農事調査の目的が「商工農」特に農業の生産力のための基礎的なデータを獲得するものであるという問題意識は、同時に農業統計が基本的には農業生産力を立体的に把握するものでなければならないという自覚へみちびく。この考え方はその後の農業統計の企画設計の基礎につねに存在し、農家の分類や定義の理論的な根拠もまたそこから出てくるのである。

たとえば「農家の定義」について考察してみよう。昭和二十二年の八月一日夏期臨時センサスまで、日本の農業統計は「農家」というものの限界を明確に定義しないで過してきた。限界が耕地の経営規模によつて明確となつたのは正式には一九五〇年世界農業センサス、試行的には昭和二十四年の農地センサスである。それ以前には、農業を生業とするものを農家とするというあいまいな規定であつた。

この不明確さは、日本の農家統計の欠点として批判されるが、明治期の統計実務家はむしろ農家を明確に定義しないのは、農業生産力を実情に即してできるだけ包括的にとらえようとする意図によるものと意識していたようである。たとえば、世良太一は農家の限界を確定しない理由について次のように言っている。⁽⁹⁾

兼業農家であつて零細な田畑を耕作するものは「如何なる界限を以て之を農作家の内に入るべきや是れ一の疑問」であるが、もしそのような零細農家を調査対象から除くとすれば「其作附反別及收穫調に至り之を洩らすの恐あり」。そこで宅地内の菜圃のようなものを耕作する場合をのぞいて、「苟も田又は畑を耕すものは皆之を農を兼ねたる者となすの外無からん」と。この考え方は、自給生産的な性格の一面をもあまさずとらえなくては、日本農業の現実の生産力を全体として把握したことにならないという認識を示すものである。従つて作付・收穫を洩らさずにとらえるためには、明確な農家の限界を定めることがむしろ不適当と考えられたのである。

もつとも、大正初期には農家の限界を「一反歩以上」と明示している論者もある。農商務省統計課長であつた具文聰（くれ・あやさと）は統計学雑誌に「農業経営調査の本旨」⁽⁴⁾を書いてゐるが（ここで経営調査というのは現在行われている「経営調査」のことではない。当時行われた農事調査の経営に関する項目のことを指している）、その中で、「凡そ一段歩以上の土地を耕作するものは総てそれを農家と見做すのであります。一段歩以下は農家と見做しません。」（傍点引用考）と言つてゐる。これは、農家の限界について大胆な規定を与えたもので、統計課長の具がこう書いてゐるのだから、当時そういう指導が行われたのかもしれない。しかし、私の知る限りでは当時公の文書にそういうことが記載されている事実はまだ発見されていないし、この時期以後にも農家の規定には、やはり面積規模の限定があたえられてゐる事實がないので、一般的には前述の世良の考えが行われていたものと思う。このように、農家をおさえるのは、農家自体の経営やその他の社会経済的条件を明らかにするといふよりも、第一義的には作付と收穫、つまり農業生産力の端的な表現となるものをあますところなくとらえることが目的であつた。

このようにしてとらえた「農家」は次に、自小作別、専業兼業別に分類される。明治四十一年農會調査からはこの外に経営耕地広狭別、所有耕地広狭別という変量区分によるグループ分けが加わるが、それ以前は自小作別・専業兼業別の二つの属性区分によるグループ分けしか行われてゐない。では、この自小作・専業兼業の概念によつて何が考えられ、何が意図されてゐたのであろうか。その問題意識はなにか。専業兼業区分の問題は現在まだ手元の資料が不足なので自小作区分だけをとりあげよう。

前にのべたように、自小作区分は小作条例制定の氣運のあつた明治十五、六年、土地問題が社会問題として注目されるようになつた情勢を背景として生れてゐるが、農業統計が農業生産力把握の観点を中軸に展開するにつれて、

自小作区分自体もまたこの観点から考えられるようになった。それは、土地所有形態のちがいが、その農家の農業生産力を規制するという考え方で自小作区分の意義を認識するのである。

世良太一は明治二十八年の『統計学雑誌』で自小作区分の意義をのべている。⁽⁵⁾彼は自作、小作の定義そのものについてはふれていないが、区分の目的は、自作地と小作地とは通例生産力が異なるので、その差異を明らかにする必要があるといっている。

「自己所有の田畑を耕すと他人の田畑を耕すとは土地の改良培養耕耘等其用意に甲乙あることは普通の人情として免かれざる所なり。」

しかし、「風俗慣習の良きもの」では小作地の生産力も自作地に劣らないものがあるので、自小作、自小作地の調査に小作慣行も併記することをすすめている。

このように、自小作区分の意義を農業生産力把握の観点から説いている限りその意図に不明確なものはないが、自小作区分の統計技術的な方法になるとそれほど明確ではない。もつとも自作、小作の定義については明治十六年の「農商務通信規則」にもあたえられている。専業業についてはほとんど定義らしいものがあたえられていないのに比べると自小作区分の定義は早くから行われているともえる。だが、その定義はごく常識的な説明であつて統計調査の定義としては極めて不備である。たとえば、大正に入ってから比較的とのつた定義をあたえている呉文聰の場合でも、本質的には明治初期のそれと大差ない。呉の定義は次のようなものである。⁽⁶⁾

「第一、土地を持つて居て自分で耕したり又は子弟や雇人などと共に耕したり又は人を雇ふて耕さしたりする者

(自作農)

第二、所有地もあり借地もあり両方を自分で又は人と共に耕す者（自作兼小作農）

第三、他人の所有地を借りて自分で又は人と共に耕す者（小作農）

此調査に漏れる者は土地を持って居れども皆んな他人に貸して自分は農業に關係せざる者（農地主）

當時の自小作定義はどれもこれと大同小異である。自作・自小作・小作に關して統計上吟味に耐える定義があたえられるのは、ようやく昭和十三年の農家一齊調査であつて、ここでは自小作地割合によつて數量的に自小作が定義されている。

註(1) 『東京經濟雜誌』明治十八年五月。

(2) 『大日本農會報』第一〇七号。

(3) 世良太一「町村統計實務の手引」(四)『統計學雜誌』明治二十八年十一月。

(4) 吳文聰「農業經營調查の本旨」『統計學雜誌』大正二年二月。

(5) 世良太一、前掲資料。

(6) 吳文聰、前掲資料。

(7) その他、明治三十六年、國勢調查施行準備研究會の作成した「國勢調查方法細則」(『統計學雜誌』大正二年十一月「日本統計史料第二三」)によると、

「田畑ノ耕作ニ從事スルモ自身只業務ヲ監督スルニ止マリ他人ヲ僱役シテ自己ノ土地ヨリ收穫スル者ノ如キハ田農業主、或ハ畑農業主或ハ田畑農業主ト書シ自己ノ土地或ハ自己ノ土地ト小作地ヲ混同シテ自身直接ニ耕作ニ從事スル者ハ田或ハ畑農業者ト書シ他人ノ土地ヲ小作スル者ハ小作農者ト書シ單ニ他ノ農家ニ僱ハレ耕作ニ從事スル者ハ農業被僱者ト書シ……(略)」、また京都府の「職業調査」(『統計學雜誌』明治三十八年五月)において、「職業別現在戸數及人口」の模式に附いて注意によると、

(一) 農作業とは左に掲ぐる者を總稱す

(1) 自作とは自家所有の耕地を所有者自ら手を下し其家族又は雇人と共に耕作する者

- (2) 自作兼小作とは自家所有の耕地と他人より借受けたる耕地とを併せて耕作する者
 (3) 小作とは主として他人より耕地を借受け耕作する者」

四、農会調査の「結果表示」の問題視角

——農事調査の集計設計の視角が平面的であることについて——

明治十年代の終から二十年代の前半に開花した農業統計は、二十五年を境としてふたたび生産物統計が中心となる。明治二十五年に全国的な田畑別自作地小作地の統計が得られるのを最後に、土地統計は明治三十六年の農事統計開始まで空白となる。農家に関する統計も明治二十一年の農事調査から同四十一年の農事統計で農家調査が開始されるまで空白が存在する。この間の空白は、府県統計書によつてある程度うめることはできるが全国統一して行われたものでないので同一年次に同じ項目を全国的に得られない欠点がある。生産物統計中心への後退は、制度としては明治二十七年五月にはじまる。この時に農商務統計報告規定が新しく設けられ、農家に関する事項などはすべて整理されてしまう。その「改正要旨」⁽¹⁾によると農家、土地などの調査について「完全ナル現在調査へ精密ノ討查ヲ要シ勞費尠カラスシテ各庁現在ノ経費及人員ノ能ク弁スヘキニアラス」という理由によつて調査を中止することとし、「他日泰西諸国ニ行ハルル如キ調査ヲ実施スルノ機ヲ待ツノ意ニ外ナラサルナリ」としている。「泰西諸国ニ行ハルル如キ調査」というのは農業センサスのことと思うが、結局日本でセンサス方式の農業調査が行われたのは土地については昭和四年、総合的農業センサスは昭和十三年にようやく行われた。改正要旨のいう「他日」とは実に四十年近くも後のことになるのである。この空白を埋めるものが、明治三十五年（調査は三十六年から）に農商

(務省から帝国農会に移譲された農事調査である。この調査は部分的には小票法(農家戸票)によつてセンサス方式をとつて行つた郡や村もあるようだが、一般的には表式調査であつて農業センサスと同列にならぶものでないことは多くの人に指摘されている。ここでは、農事調査の信頼性を吟味することは別の機会にゆずり、農事調査で実施されている農家調査の集計・結果表示の問題を考察してみたい。

八木芳之助は、明治以降の土地所有統計の欠陥について次の二点を指摘している。⁽²⁾

一、耕地所有広狭別の所有戸数が与えられていて、所有耕地の面積が与えられていない。

二、自・小作別戸数は得られるが、これが経営耕地広狭別、所有耕地広狭別に表示されていない。

これに似た不満は農事調査の利用者がつねに指摘するところである。これらの欠陥は一言でいえば、集計の「結果表示」または結果表の構成が平面的であるということである。もつとも、この調査は原則的には表式調査であるから、市町村の末端におろす表式そのものがすでに結果表の体裁になつているので、表式調査票の構成が平面的であると言つた方がよいかもしれない。一般に統計調査の結果表の様式というのは、その調査の企画設計における問題把握の視角を示すのである。企画設計において、問題が理論的にも、実態的にもよく整理され、どの視角からどのような問題をとらえようとするかが明確になつていれば、結果表もまた理論的な明確さをもつて構成される。

結果表の構成は、また設計の問題把握の深さと広さを示すのであつて、立体的につかまれた問題は結果表の構成も立体的であるが、問題意識が浅ければ結果表は平面的に構成される。

では、農事調査について各方面から指摘されている結果表示の平面性というものは農事調査の企画設計における問題意識の浅さを示すものであろうか。企画設計の視角の鈍さを示すのであろうか。そして、そのような浅さは当

時の時代的な限界であつたのであろうか。前の二つの疑問については現在データが手元ないので何ともいえないが、第三の疑問、つまりこれが時代的な限界であつたか、という間には「否」と答えねばならない。なぜならば、農事調査が始まつたと同じところに、もつと深い問題意識と鋭い視角から農業統計の結果表構成案を私案として学界に問うている実務家があるからである。

その実務家とは前にこの論文で引用した呉文聰である。彼は明治四十年『統計学雑誌』に国勢調査の附帯調査として実施されるべき農業調査の私案の構想を発表しているが、その中に別掲のような結果表様式案をかかげている。この結果表を一見して分ることは、前に八木が指摘した欠点のうち、所有耕地に關するものの外はすべてこの結果表構成によつて満たされるばかりでなく、それ以上のもの、たとえば、専業兼業別の経営耕地広狭別戸数や、経営耕地広狭別の土地利用種類別面積などまで得られるのである。後者は最近の統計でもなかなか得難いものである。呉がどのような問題意識をもつてこの結果表を構成したかは、彼自身の説明によつてほとんど余分の注釈を必要としないほど明白であるので、それを引用する。

「此調査出来すれば全国一体に就ても各県各郡各町村にても日本人が為しつづある農業経営の大小が知れるなり例へば五百町歩以上を耕す農家は全国にて何戸三百町歩以上を耕す農家は何戸而して斯る大農は全国中何れの地方に多きか而して又五段歩乃至一町歩以下の小農は農家全数の何歩に方り何れの地方に斯る小農多きか又人員の調あるか故に同じ田畑を耕作するに何れの地方にては人を多く用ひ何れの地方にて少く用いるか此処まで知るれば専門家は其方法に由りて人を多く要し又は少く要する原由をも究むるの用となるべし況んや土地の使用法も調査しあるを以て均しく大農と称するも甲地の農は田地多く乙地の農は畑多き又は山林の之に伴うもの又然らざる者等をも

吳文聰の農業調査結果表私案(明治40年)

農業表の一

郡	市	所 人 員 及 知	所 人 員 及 知	農業を副業とする										総 計				
				自作農業		自作兼業		小作農業		合計		農業者			商業者		その他	
				耕地反別	自作反別	耕地反別	自作反別	耕地反別	小作反別	耕地反別	合計反別	耕地反別	自作反別		耕地反別	商業反別	耕地反別	合計反別
{	市	所 人 員 及 知	所 人 員 及 知	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	
				一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下
				二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上
				計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
				五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下
{	市	所 人 員 及 知	所 人 員 及 知	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	
				一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下	一反以下
				二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上
				計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
				五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下	五反以下

農業表の二

郡市	段級 地階 耕別	所 帯 数	畑						如				宅				地			
			田		其他		計	米作	桑園	茶園	其他	計	宅有る 所帯数	前 欄に 對	する 反別	宅有る 所帯数		前 欄に 對	する 反別	
			米作	其他	計	其他														計
{	五段以下 一段二町以上 二町計		段						別						宅有る 所帯数	前 欄に 對	する 反別	宅有る 所帯数	前 欄に 對	する 反別

農業表の三（農業者兼林業者のみ）

[illegible]

家畜の表

[illegible]

知り得るなり。」

「三畝より数千町歩までの農業経営者を自作小作及自作兼小作に区別し地方は町村より一郡一県終に全国総体までの者を事詳細に知り得る事之に依て町村を町村に比し郡を郡に比し農業経営の大さと自作と小作との多少等を知り得べし。」

また、山林については、

「山林原野を調査せしは一般農業と山林との關係を研究せんが爲なり例へば山林最寄の農民は肥料を得薪材を得炭を焼くなど多くの

利益あるが爲め或は富み或は耕地少なきも能く生計を立て得るや否等の事あるが爲なり。」

もし、この呉の結果表構成が農事調査に採用されているか、または農業調査が全国的にセンサス方式で行われていれば、私達は明治末期の日本農業の状態を極めて立体的に構成された指標によつて知ることができたであろう。

山 林 業 表

郡 市	山 段	林 別	管 階	業 級	所 帶 数	針葉樹林	闊葉樹林	混合林	竹林	無立木地	合 計
						段 別					
	山 林 業	{	五	町	以下						
			五	町	十町						
			十	町	十五町						
			十	町	二十町						
			二十	町	三十町						
			三十	町	四十町						
			四十	町	五十町						
			五十	町	百町						
			百	町	二百町						
			二百	町	三百町						
			三百	町	四百町						
			四百	町	五百町						
			五百	町	千町						
			千	町	二千町						
			二千	町	三千町						
			三千	町	四千町						
			四千	町	五千以上						
					計						
	農業	{									
	其他	{									
	合計	{									

同時代人のこのような提案が公表されていながら、なぜ農事調査の結果表示は平面的にとどまつたのであろうか。現在私はそれについてのべるデータをもつていないので、ただ仮説的な推察をのべることができるだけである。

第一は、統計技術的な問題であつて、表式調査ではこのような複雑な結果構成はできないと考えられたかもしれない。表式調査では、表式調査票そのものが最終的な結果表と同じ様式をしていて、集計は単に同じ欄の数字を町村↓郡↓府県↓国とつみあげるにすぎないし、それ以上の操作はできないのであるから、戸票を使つて調査し、その戸票から集計するセンサス方式と異つて複雑は組合せ結果表をとることには無理がある。実際に、農業統計の発展をみると、複雑な、立体的な結果表示が行われるのはすべてセンサス方式の調査である。具の意図したような結果の表示は、センサス方式を前提とした調査案であるから可能なので、同じものを農事調査に求めることは、農事調査が表式調査方式でなく、センサス方式をとるのでないかぎり不可能であつたかもしれない。

第二はややうがちすぎた推測かもしれないが、帝国農会という機関の性格そのものが、あまり詳細な事実の分る結果表、とくに八木の指摘するような土地所有に関する立体的な結果表の構成をさまたげたかもしれないということである。寄生地主が日本の政治勢力の中に大きな比重を占めていた戦前の日本では、土地所有統計というものがある種のタブーになつていたことは事実である。土地所有の状態を詳細に統計的に明らかにすることは政治的な圧力によつて不可能ではなかつたかと思う。昭和十六年の「田畑所有状況調査」さえ、二次的な再集計という条件に規制された故もあるが、本来の土地所有の姿を映し出したものでなく、著しく歪少化された姿で土地所有を表現している。特に、地主勢力をその支柱とする帝国農会が、もつと詳細な、立体的な土地所有統計を作ることにはあり得なかつたとは考えられないだろうか。もし、研究者の満足するような、土地所有の構造を具体的に示す統計結果表

を帝國農会が出すとすれば、それは寄生地主が自らの姿を求めて露出することになるのであるから、それは当然地主の好まないところである。

註(1) 『明治二年以降農林省統計關係法規輯覽』三三〇頁。

(2) 八木芳之助『農地問題の研究』(2)、四八三〜四頁。

(3) 吳文聰『統計講話追加』、『統計学雑誌』明治四十年九月。

(4) 表式調査(ひょうしき・ちようき)というのは、町村なり部落なりに一枚の一括書こみ表になつてゐる調査用紙を与えて、統計主任なり部落調査員なりの手元の資料だけで町村、または部落の該当する全数を記入させるものである。戸別に記入するものではなく、例えば自作農何戸、小作農何戸というように一括記入する。従つてその数字は調査員が各戸を巡回して得た知識によるのか手元の台帳によるのか、あるいは「腰だめ」で天井をにらんで作つたものか、いずれとも確実な保証がない。一戸ごとの記入でなく最初から合計数を記入してゆくの、複雑な構成をもつた組合せ表は事実上記入が困難である。この表式調査に対するものがセンサス方式の調査であつて、各戸を個別票、または戸別連記票によつて調査する。これにも調査されるものが自分で記入する(自計方式)ものと、調査員が開取り記入する(他計方式)ものがあるが、いずれも戸別の結果が分るので中間集計表を利用することによつていくらでも複雑な組合せ結果表を作ることができる。それを制限するのは、労力・費用と、複雑さのため利用上の困難が生じることであつて、集計技術上の困難はない。

(研究員)